

## 主な県関係機関の意見に対する事業者の見解

No.	区分	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>①盛土の流出防止対策及び盛土流出による濁水防止対策の詳細について示されたい。</li> <li>②地盤改良剤を用いた場合、周辺環境（水、動植物等該当すると思われるものすべて）に与える影響については、どのように考えているのか。（対策は）</li> <li>③河床土砂を置換えた（入替えた）場合、残土量が増加するが、この土砂も盛土区域で処理するのか。（不安定な土砂を上流で処理して問題ないのか。）</li> <li>④大規模な暗渠排水計画とは、具体的にはどのようなものか。</li> </ul>	<p>今後の調査、手続きの中で変更される可能性があります、現在の計画案は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①盛土区間は、縦断的に仮設堰堤をブロック分割し設置する。それぞれのブロック間で上流からの流出土砂の処理を行う。濁水防止対策も同様に、各エリア毎に堅排水工から基幹排水管に「うわ水」を流す構造で対応予定。最終的には調整池（沈砂地）で対処する。</li> <li>②地盤改良剤は使用しない計画です。</li> <li>③現況河床の土砂は、一時的に場内に仮置きし、盛土工の最終仕上げ面などへ転用予定。</li> <li>④暗渠排水計画は、盛土最下部にメイン本管（基幹排水工）を設置し、そこに接続する暗渠本管と枝（支管）管で構成する。また、基盤排水層としてサンドマットや砕石層なども併設。盛土内の排水処理は、盛土層（仮に5m）毎の水平排水層（暗渠排水管網）を設け、堅排水工から基幹排水管に処理する施設計画である。</li> </ul>
2	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用計画において、河川内に調整池を設置する計画になっているが、魚類、水生生物、湿性の植物などへの影響をしっかりと予測計画し、適正に対処するようお願いする。</li> <li>湿地が重要であるとのことで、湿地自体については保全エリアとなっているが、将来的に湿地を保全するためには湿地の水源（周辺の森林など）を保全することが重要である。それぞれの湿地の水源をしっかりと把握し、重要な場所の森林等は残地森林として保全するようお願いしたい。また、周りの森林を伐採することで急激に水が流入し湿地にダメージを与えないように、しっかりと調査をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚類、水生生物、湿性の植物等への影響については、現況調査の結果を踏まえ、予測評価を実施し、必要な保全対策を検討し準備書にとりまとめます。</li> <li>湿地の保全に当たっては、湿地周辺に残地森林を設けることを土地利用計画において計画しています。今後の現地調査結果を踏まえ、残地森林の保全を含め湿地の保全について事業地内で実施できることを可能な限り検討します。</li> </ul>
3	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>①盛土法面にチップ材を使用する場合、チップに接合剤を混ぜるが、接合剤が周辺環境（水、動植物等該当すると思われるものすべて）に与える影響については、どのように考えているのか。</li> <li>②貴社で実施した他の事業地での事例を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①チップ材には接合剤を使用する計画ではありません。</li> <li>②弊社の実績はありませんが、設計者の実績により一例をあげると、大規模（約100ha級）工場建設に伴う造成現場の法面仕上げに使用いたしました。具体的にはチップ材流出防止用に小型の板柵なども用いて設計しています。</li> </ul>
4	自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業予定地により近い、霧ヶ峰八島ヶ原の観測資料を用いて気象の状況を述べること。</li> </ul> <p>文献：細田浩・田口信(2009) 長野県霧ヶ峰八島ヶ原湿原周辺の気候学的特性 法政地理41:3-20</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の通り、霧ヶ峰八島ヶ原の観測資料を収集し、気象の状況を把握します。</li> </ul>
5	自然的状況	<p>表2-3-4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>霧ヶ峰地域の植生調査票を含む文献を参照すること。</li> <li>長野県の現存植生(1979)</li> <li>日本植生誌(6)中部(1985)</li> <li>また、霧ヶ峰地域の植物相については、他に霧ヶ峰生物多様性研究会(2013)がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の通り、霧ヶ峰地域の植物に関する文献を収集し、状況を把握します。</li> </ul>
6	自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に、植物と鳥類については、予備調査が行われているため、その結果（種のリストだけでなく希少種を含めた詳細な情報）を提示していただきたい。</li> <li>また、図1-6-2 土地利用計画がその結果をどの程度反映したものを示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備調査結果については、取りまとめて提出いたします。</li> <li>土地利用計画は、例えば湿地とその周辺を開発エリアから外すなど、環境保全の観点から予備調査結果を適宜反映しました。</li> </ul>

7	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指針マニュアルでは予備調査の範囲は周囲10～20km四方となっている。当該開発地域は自然公園に近接していることから、主要な眺望地点の選定に当たっては慎重に進められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望地点の選定については、ご指摘の通り調査地点の追加等について検討いたします。</li> </ul>
8	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①表3-3-20の土質の状況の調査頻度・時期等の記述を「積雪期以外の時期」に修正されたい。</li> <li>・②土質の状況調査の回数を1回とした理由（根拠）を記載されたい。</li> <li>・③この1回は、「年1回」なのか、「月1回」なのか、「最初に1回」なのか、具体的に記載されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①ご指摘の通り、準備書において修正いたします。</li> <li>・②土質の状況は季節変化等が想定されないためです。</li> <li>・③調査期間中1回の調査を予定しています。</li> </ul>
9	水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が懸念を持つ大清水湧水への影響など地下水に与える影響を想定し、方法書記載の水象調査地域以外での地下水位のボーリング調査を検討する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書に追加して計画地周辺、横河川、及び北大塩付近を中心に、湧水と表流水の成分分析調査等を実施し、水象・地下水の状況を把握することを検討しています。また、現地踏査により湧水の状況や井戸の位置等についても確認することを計画しています。</li> </ul>
10	水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿原や湿性植生を涵養する地下水の動態は、事業予定地の植物植生の保全に重要であるが、地下水流量の予測手法をより詳細に示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各湿地の水位の状況や横河川の計画地への流入量を把握する調査を実施し、タンクモデル等のモデルによる流出予測を想定しています。</li> </ul>
11	水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存井戸の調査については、月のどの時期に実施するのか明記されたい。 例) 月1回（上旬or〇日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の各湿地における水位については、月1回の観測を予定しています。計画地周辺の既存の井戸については、その位置及び状況等をまず把握し、上記の水分分析等の結果を見ながら調査の内容を検討します。</li> </ul>
12	水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>表3-3-26 水象に係る予測手法（工事による影響）</li> <li>・河川の流量について、影響が及ぶ範囲を明示願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米沢付近の合流点を末端とした横河川の流域を想定しています。</li> </ul>
13	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表3-3-37</li> <li>・事業予定地では学術的に貴重なミズゴケ群落が確認されていることから、植物相、植生調査にあたっては、ミズゴケ類にも十分配慮した調査も実施すること。</li> <li>・また、調査結果に応じて注目すべき種等を再選定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、ミズゴケ類にも十分配慮した調査を実施いたします。調査にあたっては、同湿原に関する既往調査成果もできうる限り収集・活用することを考えております。</li> <li>・調査結果を踏まえ、有識者へヒアリングしながら、注目すべき種の選定を行います。</li> </ul>
14	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域およびその周辺の地域には、絶滅が危惧される植物や長野県希少野生動植物保護条例で指定された植物が多く存在することから、植物相や植生の調査にあたっては、見落とさないよう十分配慮して行うこと。特に事業実施区域にある湿原には希少種が多く生育することから、特に重点的に行うこと。また、フサヒゲルリカミキリの食草であるユウスゲ（NT）についても特に留意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、現地調査において対応いたします。</li> </ul>
15	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマネ、シロチョウ、ジャノメチョウ、タカ、サイチョウ、ブッポウソウは、国又は県の天然記念物であり、生育が確認された場合は保護協議が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に指定された重要種が確認された場合は、それぞれの法令等に従い適切に対応を図ります。</li> </ul>
16	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地にはイワナ（ヤマトイワナ）が生息している可能性が示されていること及び事業予定地を流れる河川は最上流部であることから、イワナの産卵が行われている可能性がある。当該事業計画には当該河川に調整池を設けることが盛り込まれていることから、イワナ産卵の有無の確認は重要である。場合によっては事業計画の変更も検討する必要となることも考えられるので、イワナ産卵期における綿密な調査も計画すべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマトイワナ等の注目すべき種につきましては、事業予定地内において生息が確認された場合、繁殖環境等の生息環境などを詳細に把握し環境影響予測、評価及び必要に応じて環境保全措置の検討を実施いたします。なお、ヤマトイワナ等、漁業権対象種につきましては、必要に応じて、事前に漁業協同組合等への聞き取り等を実施したいと考えております。</li> </ul>

17	動物	<p>表3-3-41</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類の調査方法で「任意採取」とあるが、河川規模によっては潜水目視調査も有効である。また、秋のイワナの産卵期には、産卵準備行動している場合、陸上目視による観察も有効である。</li> <li>・採取にあたっては生息魚を効果的かつ確実に採捕できる方法を採用されたい。例として小河川の場合は電気ショッカーによる採捕が有効であるので参考にされたい。ただし、電気ショッカーは長野県漁業調整規則により禁止漁具とされているので、同規則に基づく特別採捕許可を取ることを。</li> <li>・イワナの産卵が想定される場合、春期に水辺のごく浅い箇所に浮上稚魚が潜んでいる可能性があるため、参考にされたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類調査方法については、現地の河川規模が小規模であることから、電気ショッカーを主体とした捕獲調査を予定しております。</li> <li>・また、生息の可能性が高いイワナ（注目種すべき種）については、繁殖状況の確認のため、捕獲個体の繁殖兆候確認や個体サイズの記録、繁殖時期における陸上からの目視等による記録を予定しております。</li> <li>・また、魚類調査の際には、長野県漁業調整規則に則った許可を得ながら実施いたします。</li> </ul>
18	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地周辺では、条例指定種「フサヒゲルリカミキリ」が確認されていることから、昆虫の目視調査に際しては、本種の食草ユウスゲにも着目し、生息痕の確認も行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、フサヒゲルリカミキリの食草ユウスゲに着目して調査を実施します。</li> </ul>
19	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域およびその周辺の地域では、過去に県特別指定希少野生動植物のフサヒゲルリカミキリ等の注目すべき動物が記録されていることから、発生期（フサヒゲルリカミキリの場合は初夏～夏季）を中心に特に注意深く調査・予測・評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、現地調査において対応いたします。</li> </ul>
20	文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・域内に13か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。いずれも旧石器時代～縄文時代の遺跡で石器の原材料となる黒曜石の流通・供給を考える上で、また縄文時代の生業（ワナ猟等）を考える上で貴重な遺跡群である。</li> <li>・諏訪市教育委員会と埋蔵文化財包蔵地の保護について協議を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に則り、教育委員会の指導に従いながら適切に対応を図ります。</li> </ul>